

国民年金

特例納付制度の活用を

国民年金保険料の特例納付制度が、七月一日から始まりまし  
これは、国民年金に当然加入しな  
ければならないのに加入していな  
かったり、加入はしていてもいろ  
いろな事情で保険料を納め忘れて  
いたため、時効となつて納めるこ  
とができなくなった期間の保険料  
について、特別に納めることがで  
きる制度です。

■取扱い期間と納付の方法は…  
昭和五十二年七月一日から五十  
五年六月三十日までの二年間に  
未納期間の保険料を、分割でも一  
括でも納めることができます。た  
だし、六十五歳以上の人が分割し  
て保険料を納めるときは、未納期  
間全部について納めることができ  
ない場合がありますので、特に注  
意してください。

■納めることのできる人は…  
明治四十四年四月二日以降に生  
まれた人で、国民年金の強制被保  
険者期間中の保険料に未納期間の  
ある人が納めることができます。  
したがって、強制加入の対象とな  
る人でまだ加入していない人は、  
すぐ加入し納められることとなり  
ます。

ただし、国民年金の老齢年金や  
通算老齢年金を受けている人は納  
めることができません。

■保険料の額は…  
未納期間一月につき四千円、と  
多少割増になつています。

現在「無年金者」といわれる人  
たちは、この機会にこの制度を活  
用され年金を受ける権利を得られ  
ますようおすすめてします。また、  
無年金者となつていない人も、よ  
り多くの年金を受けるため、この  
制度を活用して未納期間の保険料  
を納められるようおすすめてします。  
なお、この特例納付についてく  
わしく知りたい人は、市民課年金  
係でおたずねください。

【市民課年金係】

はすでにご承知のとおりですが、  
よりいっそう農業委員会の仕事の  
内容をご理解いただくため順次紙  
上紹介していく予定です。  
【農業委員会】

農業者年金の改正点は—  
①今までの農業者年金に入りこな  
った人や滞納保険料があつて年金  
をもらえない人の救済措置、  
②物価のあがりによりあつての年金  
額半額繰上げ実施、です。  
今回は①の未加入者の救済措置  
について説明します。

▼大正五年一月二日(六十二歳)  
昭和十年一月一日生れ(四十三  
歳の未加入者(五〇アール以上  
の農業経営者であること)につい  
ては、昭和五十二年十二月末で時  
効完成のため加入できませんでし  
たが、こんどの改正で五十二年七  
月一日から五十四年十二月末まで  
に加入(特例納付)できることに  
なりました。

保険期間、保険料、年金額など  
は別表のとおりですが、次の条件  
を備えた場合に限り加入できます。  
①五〇アール(本人名義または未  
相続分農地及び農地法による小作

地)の農業経営者(男女不問)で  
あること。  
②昭和五十一年から四十六年にさ  
かのぼつて加入しなければならな  
い。(月額三千六百円)  
③国民年金に加入していること。  
未加入の場合にはもたらえるときま  
でさかのぼつて加入しなければな  
りません。

そのほか、すでに六十歳に達し  
ている大正五十七年生れの人に加  
入し、すぐに経営移譲すれば、翌  
月から六十五歳まで経営移譲年金  
(表(A)欄)がもらえます。一ヶ月  
遅れれば、<sup>12</sup>だけ損となります。  
一ヶ月でもはやく加入すれば、  
それだけ年金額も多くなり、保険  
料も一部安くなり、有利です。

加入資格をもちながら未加入の  
方がまだ三百人いると思われま  
す。最後のチャンスを見逃さない  
よう全員が加入して下さい。  
この制度発足当初は、種々の原

因により加入者が少なかったよう  
ですが、二回の改正により加入者  
にまつて有利な条件が多くなりこ  
まれました。また、近いうちには  
遺族年金制度(受給者が死亡の場合、  
妻が年金を受けれる)などがで  
きるよう改正されるのが検討さ  
れています。疑問点などは、農業  
委員会、農協(支所)でたずねて  
研究されますようおすすめてします。

次回は、この(特例納付)に関  
係のない昭和十年以降に生れた方  
の農業者年金制度について説明し  
ます。

【市民課給付係】

「見ないの三ない」運動を展  
開しましょう。

自賠責保険の期限は  
自賠責保険に入っていない自  
動車を運転中に交通事故を起し、  
相手方がけがをしたときは  
入院費、治療費などを全額負担  
しなければならぬことになり  
ます。

自賠責保険の期限がきれてい  
ないかどうかを確かめてくださ  
い。自賠責保険のことについて  
はもよりの農協や自賠責取扱い  
の保険会社におたずねください。  
なお、自賠責保険は、保険に  
入ることはもよりのこと、運  
転するときは保険証書も常に自  
動車に備えてつてなければ処罰  
されます。

交通安全メモ…南国警察署

「三ない」運動を展開  
深夜の街を、タイヤ音をきし  
ませながら暴走する若者が増え  
ています。

本格的な夏です。今年前半は  
昨年にくらべてハイビッチで死  
亡事故が増えています。  
先日、南の県道で、暑さのた  
めボケーンとして車を運転して  
いて、歩いてきた老人をはねて  
しまいました。いわゆる、「ボ  
ケーン」として運転していると  
「ハッ」と気がついたときは取  
り返しのつかない大きな事故と  
なつた例です。  
夜ふかしで睡眠不足とならな  
いように気をつけましょう。

このほど、心身障害者に対する  
医療費助成の範囲が拡大され、今  
年七月一日から、次の人たちの医  
療費がすべて(歯科は除く)無料  
になります。  
対象者は、身体障害者一級該当  
者で十八歳から六十四歳までの方  
と、重度精神薄弱と判定された十  
八歳から六十四歳までで知能指数  
がおおむね三十五以下の方です。  
この改正は、これまで前記の方

のなかで、「日常生活に常時介護が  
必要とされている」という助成条  
件が緩和され、対象者範囲が拡大  
されたものです。  
該当者は市民課給付係まで申請  
してください。申請時に必要なも  
のは、保険証、身体障害者手帳も  
しくは療育手帳、認印です。  
なお、くわしいことなどは窓口  
でおたずねください。

【市民課給付係】

「三ない」運動を展開  
「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

心身障害者の医療費助成

7月1日から範囲が拡大

「うちの子に限って」というよ  
り、後で泣きを見ることのない  
ように、平素から十分指導、監督  
をしてください。  
新しい法律では、酒酔い運転は  
免許の即取消と同様に、更にき  
びしい処分となるようです。  
暴走を「三ない」「させない」

「見ないの三ない」運動を展  
開しましょう。

自賠責保険の期限は  
自賠責保険に入っていない自  
動車を運転中に交通事故を起し、  
相手方がけがをしたときは  
入院費、治療費などを全額負担  
しなければならぬことになり  
ます。

自賠責保険の期限がきれてい  
ないかどうかを確かめてくださ  
い。自賠責保険のことについて  
はもよりの農協や自賠責取扱い  
の保険会社におたずねください。  
なお、自賠責保険は、保険に  
入ることはもよりのこと、運  
転するときは保険証書も常に自  
動車に備えてつてなければ処罰  
されます。

交通安全メモ…南国警察署

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

「三ない」運動を展開

農業者年金の特例納付

農業者年金シリーズ①

農業者年金の改正点は—  
①今までの農業者年金に入りこな  
った人や滞納保険料があつて年金  
をもらえない人の救済措置、  
②物価のあがりによりあつての年金  
額半額繰上げ実施、です。  
今回は①の未加入者の救済措置  
について説明します。  
▼大正五年一月二日(六十二歳)  
昭和十年一月一日生れ(四十三  
歳の未加入者(五〇アール以上  
の農業経営者であること)につい  
ては、昭和五十二年十二月末で時  
効完成のため加入できませんでし  
たが、こんどの改正で五十二年七  
月一日から五十四年十二月末まで  
に加入(特例納付)できることに  
なりました。

保険期間、保険料、年金額など  
は別表のとおりですが、次の条件  
を備えた場合に限り加入できます。  
①五〇アール(本人名義または未  
相続分農地及び農地法による小作

地)の農業経営者(男女不問)で  
あること。  
②昭和五十一年から四十六年にさ  
かのぼつて加入しなければならな  
い。(月額三千六百円)  
③国民年金に加入していること。  
未加入の場合にはもたらえるときま  
でさかのぼつて加入しなければな  
りません。

そのほか、すでに六十歳に達し  
ている大正五十七年生れの人に加  
入し、すぐに経営移譲すれば、翌  
月から六十五歳まで経営移譲年金  
(表(A)欄)がもらえます。一ヶ月  
遅れれば、<sup>12</sup>だけ損となります。  
一ヶ月でもはやく加入すれば、  
それだけ年金額も多くなり、保険  
料も一部安くなり、有利です。

加入資格をもちながら未加入の  
方がまだ三百人いると思われま  
す。最後のチャンスを見逃さない  
よう全員が加入して下さい。  
この制度発足当初は、種々の原

因により加入者が少なかったよう  
ですが、二回の改正により加入者  
にまつて有利な条件が多くなりこ  
まれました。また、近いうちには  
遺族年金制度(受給者が死亡の場合、  
妻が年金を受けれる)などがで  
きるよう改正されるのが検討さ  
れています。疑問点などは、農業  
委員会、農協(支所)でたずねて  
研究されますようおすすめてします。

次回は、この(特例納付)に関  
係のない昭和十年以降に生れた方  
の農業者年金制度について説明し  
ます。

【市民課給付係】

「見ないの三ない」運動を展  
開しましょう。

自賠責保険の期限は  
自賠責保険に入っていない自  
動車を運転中に交通事故を起し、  
相手方がけがをしたときは  
入院費、治療費などを全額負担  
しなければならぬことになり  
ます。

自賠責保険の期限がきれてい  
ないかどうかを確かめてくださ  
い。自賠責保険のことについて  
はもよりの農協や自賠責取扱い  
の保険会社におたずねください。  
なお、自賠責保険は、保険に  
入ることはもよりのこと、運  
転するときは保険証書も常に自  
動車に備えてつてなければ処罰  
されます。

交通安全メモ…南国警察署

「三ない」運動を展開

特例納付による加入の年金支給額表(53年7月~54年12月適用)

46年より加入した場合	一年間の支給額							
	誕生年	保険期間	保険料 納付総額	60~65歳			65歳以上	
				経営移譲 年金(A)	農業者 年金(B)	国民年金 付働年金(C)	老令年金 (D)	計 (B)+(C) +(D)+(E)
大正5	5	216,000	364,100	36,400	45,500	12,000	343,100	437,000
6	6	247,500	388,380	38,800	54,700	14,400	354,300	462,200
7	7	276,900	412,700	41,300	63,700	16,800	365,500	487,300
8	8	311,340	436,900	43,700	72,800	19,200	376,700	512,400
9	9	350,820	461,200	46,100	81,900	21,600	387,900	537,500
10	10	390,300	485,500	48,600	91,000	24,000	399,100	562,700
11	11	429,780	509,700	51,000	100,100	26,400	410,300	587,800
12	12	469,260	534,000	53,400	109,200	28,800	421,500	612,900
13	13	508,740	558,500	55,900	118,300	31,200	432,700	638,100
14	14	548,220	582,600	59,300	127,400	33,600	443,900	664,200
15	15	587,700	606,800	60,700	136,500	36,000	455,100	688,300
昭和12	16	627,180	631,100	63,100	145,600	38,400	473,300	720,400
3	17	666,660	655,400	65,500	154,700	40,800	491,500	752,500
4	18	706,140	679,700	68,000	163,800	43,200	509,700	784,700
5	19	745,620	703,900	70,400	172,900	45,600	528,000	816,900
6	20	785,100	728,200	72,800	182,100	48,000	546,200	849,100
7	21	824,580	764,800	76,500	191,200	50,400	564,600	882,700
8	22	864,060	801,200	80,100	200,300	52,800	582,700	915,900
9	23	903,540	837,700	83,800	209,400	55,200	600,900	949,300

①国民年金の(D)及び(E)の欄は同制度が昭和36年発足のため同年を  
基準に算出している  
②両年金ともに毎年の消費者物価に自動的にスライドします

今月の納税  
固定資産税(2期分)  
の納期限は7月31日  
です